

## 「住民基本台帳法改正」問題に関する要望書

今般、貴省におかれましては、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」が設置され、住民基本台帳の閲覧制度についての検討が行われております。その趣旨は、個人情報保護の社会的な意識の高まりを背景に、これまで原則公開とされてきた閲覧制度について抜本的な見直しを行い、あわせて制度運用の課題を検討するものであります。この点につきましては、社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会は、十分理解できるところであります。

しかしながら、一部の悪質な行為を基に、市場調査の対象者の抽出のために住民基本台帳の閲覧が禁止される意見が存在していることについては、大きな懸念を感じております。

市場調査の社会的な使命は、生活者と供給者の双方向のコミュニケーションを促進することによって、より生活者のニーズに沿った商品やサービスの提供を可能にするものであります。市場経済の公正な発展のために、重要な社会的役割を果たすものであると認識しております。また、調査の方法においては、世論調査、学術調査と同様に統計理論にもとづき、無作為抽出によって生活者の実態を正確に捉えることを第一義としております。

当協会では、こうした市場調査の社会的使命の重要性に鑑み、その社会的信頼を確立し、維持するために「マーケティング・リサーチ綱領」の制定をはじめとしてさまざまな活動を行ってまいりました。もとより調査に名を借りて販売活動を行うなどの行為は、当協会加盟社においては絶対に許されないと考えております。

つきましては、住民基本台帳法の改正をご検討いただくに当たりまして、世論調査、学術調査、と同様に市場調査の名簿抽出については閲覧を継続していただきたく、要望するものであります。

以下に、要望理由を詳述させていただきます。

### 要望理由

1. 住民基本台帳は精度が高く、統計作製のための無二の台帳です。市場調査、世論調査、社会調査をはじめ、各種統計調査は、住民基本台帳を用いて、統計学の定める法則にしたがって無作為抽出法が採用されています。わが国では、これまで住民基本台帳がこのために利用され、日本の統計調査の精度は、国際的にも高い評価を得ております。もしも、この住民基本台帳の閲覧が禁止になるとすれば、調査データの精度は、著しく低下することになります。その影響は、市場調査業界にとどまらず、行政、産業界等における政策決定や経済運営に重大な支障をもたらす可能性があります。統計調査の精度を維持することは、調査機関の使命であり、そのためには、住民基本台帳の閲覧は不可欠であると考えます。

二. 当協会加盟一三二社は、入会時に「マーケティング・リサーチ綱領」を遵守する旨の誓約書を提出し、綱領の条文中に謳われている、テレマーケティングやダイレクトマーケティング等の調査以外の活動は行わない、と言う確認書の提出を義務付けております。

当協会が定めております「マーケティング・リサーチ綱領」は、昭和五十年二月に制定され、「調査対象者の協力は、調査のどの段階でも、調査対象者の自由意志によるものでなければならない」、「調査対象者の匿名性はどんな時でも厳重に守られなければならない」と謳われており、同時に「擬似調査行為でセールス行為は一切行つてはならない」こと等が明記されております。これらの綱領を遵守することが当協会に加盟する調査機関の義務です。

三. 本年四月一日から施行されております「個人情報保護法」につきましては、平成一〇年に「マーケティング・リサーチ産業における個人情報保護ガイドライン」を制定し、加盟各社に対して各種説明会を開催し、「個人情報保護法」に沿った業務の実行に全力を傾注しているところであります。

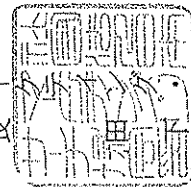
また、個人情報保護の体制が整っていることを認定する「プライバシーマーク制度」が財団法人日本情報処理開発協会を付与機関として、平成一〇年四月にスタートし、当協会は平成十一年にプライバシーマーク制度の指定機関として認定を受けております。すでに一三二社中七二社がプライバシーマークを取得しております。さらに昨年の通常総会においては、三年以内に加盟社の一〇〇%がプライバシーマークを取得する旨の決議をいたしており、本年がその二年目にあたります。

当協会に加盟している調査機関は、個人情報の取り扱いの厳格性が業界の存立基盤であるとの観点から、その重要性を認識し、万全の活動を行つていることをご理解いただきたいと思います。

以上、申しあげました諸点を踏まえ、市場調査の有用性と運用の厳格性にご理解を賜り、住民基本台帳法の改正をご検討いただくに当たりましては、市場調査のための住民基本台帳の閲覧は、継続していただきたく、重ねて要望する次第です。

平成十七年七月七日

社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会  
会 長 憲 雄



「住民基本台帳の閲覧制度等の

あり方に関する検討会」委員各位 殿